

小平市立小平第十五小学校
校長 熊井久乃

1 学校教育目標

日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、心身ともに健康で心豊かな人間の育成を期して次の目標を設定する。

- ① 考える子 : 自分の考えをもち、すすんで取り組める児童 (平成31年度 重点目標)
- ② 思いやりのある子 : 自らを律しつつ、相手の立場や気持ちを考えて共に生きる豊かな心の児童
- ③ たくましい子 : 健康でねばり強い心と体力をもち、たくましく生きる児童

2 はじめに

学校は、教育目標の一層の具現化を図り、子どもたちに豊かな学びを成立させ、知・徳・体の調和のとれた児童を育成する場である。また、学校は、子どもたちにとって楽しい場であり、児童一人一人が、安心して安全な学校生活を送り「生きる力」を身に付ける場でもある。さらに、将来の社会を支えるすべての子どもの「生きる力」をはぐくんでいくことも学校の大切な役割である。そのために、我々教職員は、日々研修に努め、切磋琢磨し、保護者や地域から信頼されなければならない。学力の向上を図るには、学校が教育力を高めることが不可欠であり、教職員がその責務の重さを実感し取り組んでいかなければならない。

今年度は、「考える子」を重点目標と定め、校内研究はもとより、教育活動全体を通して、自分の考えをもち、進んで取り組める児童の育成を目指していく。来年度より完全実施となる学習指導要領への円滑な移行が進めらるよう見通しをもって教育を推進していくことが肝要である。

また今年度は、平成から令和へと元号が変わる年であり、本校では開校50周年を迎える節目の年度でもある。学校として自校の歴史をたどると共に周年を祝い、愛校心の育成につながるような学校行時や活動を行う。学校、家庭、地域と共に周年の節目を意識した教育活動を進めていく。

平成31年度は、全14学級、特別支援教室拠点校としてスタートをきった。各学級において、児童のよりよい成長を目指していじめや不登校のない、安全で安心できる教育環境を全教職員で築き、教育活動を展開していく。児童にかかわる全ての方々と連携して安全確保と健全育成に努めていく。そのためには、教職員一人一人が学校運営に積極的に参画し、自覚と責任をもって職務に精励することが責務である。チームとして学校の組織対応力を向上させ、教育力を高めていく。また、小平市の教育職員として家庭、地域から信頼される教師集団となるようサービスの厳正に務める。

小平市教育振興基本計画の理念を基本に、本校に通学してくる全ての児童が、十五小で学ぶことに喜びを十分に感じ取ることができるように一人一人の教職員力を結集して教育活動を推進していく。多方面にわたる多くの方々のご協力、ご支援をいただきながら、地域とともに歩む学校を目指していく。

3 目指す学校像

しっかり学び、元気と笑顔あふれる十五小

児童が、・・・学校で学ぶことの楽しさ、喜びを実感し、安全で安心できる場であること。
教職員が、・・・互いに切磋琢磨し、使命感をもち活力、たくましさのある教師集団である
こと。

家庭・地域と・・・連携・協力のもと子どもを支え、信頼され魅力ある学校であること。

4 学校経営の基本方針

「**充吾（じゅうご）の教育の充実**」をチーム十五小として進めていく。

一人一人の児童が、自己（吾 われ）を高め、しっかりと力を付けられるようにする。

教師は、教え子である十五小学校の吾子たちの力が高められるように指導に当たる。

小平第十五小学校に学ぶ児童一人一人が確かな学力とたくましく生きる力を身に付け、心豊かに育つよう、すべての児童の人権や個性を大切にし、豊かな社会性や自主性を育てる。そのため、どの児童も、毎日を元気に楽しく過ごし、しっかり学び、楽しく学ぶことができる学校作りを目指す。

(1) 基礎・基本を重視し、確かな学力の定着と個性や感性を生かす教育活動の充実を図る。

- ①児童自らが問題意識をもって、問題解決に積極的に取り組み、解決していく過程を通して基礎・基本を身に付け、問題解決力を高められる指導に努める。
- ②児童の発達段階や各教科の特質に応じながら、一人一人の個性・適正に応じた教育の充実を図り、主体的な学習ができるよう指導し学力の向上を目指す。
- ③校内研修を深め、教師の自主的な研鑽を重ね、指導力の向上を図るとともに、日々の授業の充実と改善に努める。
- ④新学習指導要領の趣旨を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進する。

- 東京ベーシックドリルの活用
- 10分間ミニ作文の取り組み
- 朝学習の効果的な活用
- 学校図書館機能の充実を図る
- 新学習指導要領を見据えた授業の展開と改善
- 児童が主体となる授業実践の推進

(2) 人権尊重・生命尊重の教育に徹し、心の通い合う学年・学級経営に努める

- ①児童一人一人を真に「人」として大切にすること、人権尊重の教育（差別や偏見をもたない指導・正しい言語活動の推進・いじめを許さない好ましい人間関係）を推進する。
- ②差別を「しない、させない、許さない、見逃さない」を基本とし、各学年の発達段階に合わせたいじめ防止授業を展開し、児童のいじめ防止に対する意識を高めるようにする。
- ③児童一人一人の理解に努め、児童と教職員・児童同士の心がふれあう人間関係を確立し、個性を生かす教育を推進する。また、児童の自主的な活動や異年齢集団での活動を取り入れた教育を充実させる。

④道徳科の授業を確実に実施し、豊かな道徳性や道徳的実践力を育て、心豊かな児童の育成に努める。

○「目をかけ・声をかけ・手間をかける」心の通い合う暖かさのある学年、学級経営、専科経営に努める。

○縦割り班活動、保護者・地域との交流などのふれあい活動を進める。

○飼育活動を通した思いやりの心の育成

○教科書、読み物資料を活用した授業の実践を通し、豊かな道徳性や道徳的実践力の育成

(3) 心身共に豊かな成長ができるよう体力・健康・安全に関する教育の充実を図る

①オリンピック・パラリンピック教育を推進し、知、徳、体の調和が図れるような取り組みを進める。

②体育の授業や体力向上への取り組みを日常的に推進し、運動嫌いの克服や体力向上に努める。

③児童・教職員が危機管理意識を高くもち、健康で安全な学校生活を送れるよう、日常の指導や施設の管理に努める。

○食育など健康に関わる指導の充実と工夫

○2020東京大会を見据えたオリンピック・パラリンピック教育の推進

○運動の日常化や体力向上に向けた取り組みの推進

○学童農園等の活用と実感を伴う学習活動

○安全指導・避難訓練や安全点検の徹底

(4) 小・中連携教育を推進する

①小平第四中学校区での小中連携教育を、四中・四小・十小と連携し、小平市全体で進める小中連携教育の趣旨を核に据え、校区独自の取り組みを推進する。

②各教科、各単元の学習が、上級学年や中学校の学習にどのようなにつながっているのかを明確にして、指導計画等に反映させる。

③児童の学びの継続性を重視し、校種間の円滑な接続を目指し、9年間を見通した教育活動を推進する。

○小・中連携の日の充実

○幼稚園、保育園との連携活動の推進

○学びの系統性を明確にした授業実践

(5) 教師が互いに研鑽を積み、高め合い、たくましい教師集団を作る。

①教職員相互の心の和を大切にし、組織を通して協力、協働の活動を目指す。また、組織の一員としての自覚を高め、学校経営参画意識をもつ。

②子どもたちがしっかり学べるように、分かる授業、楽しい授業を展開するために、授業改善を図っていく。

③都や市教育委員会等の研修会や教科等研究会に進んで参加し、教師自ら資質の向上を図り、日々の指導に生かす。研修した内容を校内でも広げ、各教員が学んだことを共有していく。

- ④若手教師は、経験のある教師の授業を参観し、指導を受けることや参観して学んだことを実践に生かしていく。実践や改善を繰り返し、日常的なOJTを推進する。
- ⑤経験を積んだ教師は、専門性をさらに高めるよう、教科等研究会等で自ら研修に努めている。校内での研修でも、他の教員のよいところを学び、各教員のよさを互いに認め合えるようにする。（寺子屋15の活用等）
- ⑥主幹、主任教諭は、自らの指導力を高めると同時に、他の教員の指導に努め、指導を通して自己の指導法を点検、改善を図りさらなる資質の向上に努める。OJT推進計画を明確にし組織的にOJTを推進する。
- ⑦法令遵守を徹底し、全体の奉仕者である公務員としての自覚を高くもち、厳正な服務に努める。

○意欲的に取り組む校内研究の推進

○寺子屋15の充実

○日常の授業の相互参観

○校内研修による高め合い

○日常の会話や情報交換の時間の確保

(6) 特別支援教育を推進する

- ①小平市特別支援教育総合推進計画後期計画に基づき、特別支援教育の充実を図る。そのため、特別支援コーディネーターを中心とした支援体制を確立する。
- ②特別支援教室の意義を理解し、その指導法を学び、通常学級の指導に生かす。
- ③児童が、互いの個性を認めつつ、尊重し合う中で、自己を高めていけるよう指導する。

○校内委員会の充実

○特別支援コーディネーターの役割の明確化

○特別支援教室専門員との連携

○特別支援教室について理解

(7) 規範意識を高める教育を推進する

- ①生活指導上の問題を早期に発見し、迅速に対応する。生活指導主任を中心に、各学年等で連携して指導する。生活指導を全教職員で共通理解を図った上で、同一の指導を行い、ゆらがない生活指導を実践する。生活指導の課題を組織的に対応し、早期発見・早期解決にあたる。
- ②各学年・学級で規律ある活動ができるよう、ルールを確実に守ることの大切さを理解させ、実践する。学年・学級経営の充実による基本的な生活習慣の確立と規範意識の育成を推進する。
- ③児童のニーズに応じた教育が進められるよう保護者・スクールカウンセラー・関係諸機関との連携を進める。
- ④あいさつ運動を中心に、礼儀正しい行動や生活ができるよう家庭や地域と連携・協力して取り組んでいく。
- ⑤登校時の昇降口での出迎え、挨拶、声掛け、登校時の担任の教室出迎えを行う。

○基本的な生活習慣の定着を図る取り組み

○挨拶ウィーク、挨拶コール隊など挨拶運動の奨励

○週に一度の生活指導夕会の活用

○十五小のやくそくの徹底

(8) 外国語・外国語活動を推進する

- ①津田塾大学との連携による、外国語活動を推進しコミュニケーション能力の向上を図り、

異文化理解や自国の文化理解等、国際理解教育を推進する。

- ② 5, 6 年は、年間 70 時間以上の授業実践を行い、国や都が示す教材を発達段階併せて活用し「聞く」「話す」「読む」「書く」などの能力の育成を図る。
- ③ 3, 4 年生は、「聞く」「話す」ことを中心に外国語に慣れ親しませる。
 - 英語教育推進者を核とした校内の研修体制を確立する。
 - 移行期における効果的な資料の活用 ○3, 4 年生の外国語活動の充実
 - ALT、外国語活動補助員、留学生等外部人材の活用
 - 授業時間の確保と工夫

(9) キャリア教育を推進する

- ① 学校や学級の中での各自の役割を協力して果たすことを通して、人間関係形成能力を育成するとともに、自己肯定感を高める教育活動を推進する。
- ② 夢や希望をもてるよう、各教科や道徳・特別活動等を通して、自分のやりたいことや思うことを考える教育を推進する。
- ③ 各教科や道徳等の授業で、自ら考え自らの意志と責任で選択・決定することを通して、選択能力や解決能力を高める活動を取り入れる。

(10) 信頼された学校作りを目指して。

- ① 家庭・地域との連携を深め、学校の教育力を高め、信頼を一層高める。
- ② 学校の教育方針、教育活動、児童の活動状況の説明責任を果たす。(ホームページや学校、学年、学級だよりの効果的な活用)
- ③ 学校公開や道徳授業地区公開講座などの授業参観や学校行事などの公開と充実に努める。
- ④ 保護者・地域住民との相互理解と協力関係、並びに関係諸機関との連携を進める。
- ⑤ 地域の方々から学ぶ学習を取り入れ、地域との連携を深める。
- ⑥ 適切な事務運営に努め、業務の定期的な見直しを行い、無駄、無理のない効率的な業務を確立させる。学校徴収金については、取扱規程に準じて、契約・会計処理を行い、透明性と客観性が期されるように努める。

(11) 安全・安心で生き生きと過ごせる環境を作る。

- ① 教室・廊下などの掲示物や校内放送など人権に留意するとともに、心豊かに過ごせる言語環境などの教育環境を工夫する。
- ② 教員自身が、児童に与える環境であることを意識し、言葉遣い、身だしなみ、接遇等に十分に配慮する。
- ③ 安全マニュアルの点検、安全点検を有効に活用させ、事故防止、事故予防の徹底を図る。児童がより安全に生活できるよう常に改善の視点で点検を実施する。

(12) 開校 50 周年の節目を意識した学校行事、諸活動を推進する。

- ① 学校として自校の歴史をたどるとともに周年を祝い、愛校心の育成につながるような学校行事や活動を行う。
- ② 周年関連行事を家庭や地域と共に催し、周年を祝う。